別紙１

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面積（㎡）		
		変更前	変更後	増減
生産施設の面責の合計				

備考　１　施設番号には、セー１からはじまる一連番号を記載すること。ただし、法第８条第１項による変更届出の場合、新規に生産施設を設置する場合は、届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載すること。（廃止した生産施設の施設番号は、次回届出より欠番とすること。）

２　法第７条第１項、法第８条第１項または一部改正法附則第３条第１項の規定による変更の届出の場合、面積欄を変更前と変更後に区分し、全ての施設の面積を記載すること。

３　増減面積欄には、スクラップ＆ビルドを含む場合、増加面積を表す正の数字と減少面積を表す負の数字の両方および合計を記載すること。

４　面積の合計欄は整数標記とし、小数点以下は切り捨てること。ただし、各個別の施設面積欄には小数点以下を記載してもよい。